

⑩ 不動産公売に参加しませんか

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。

日時 10月6日(火)午後0時50分～

場所 水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町1-3-1)

売却区分 番号	所在地	地目	地積(m ³)	見積価額	公売保証金
2-31	笠間市随分附字念佛塚596	畠	438	70,000円	10,000円
2-32	水戸市鯉渕町字八ノ割5951-112	畠	184	20,000円	10,000円
2-33	水戸市鯉渕町字八ノ割5951-126	畠	503	90,000円	10,000円
2-34	水戸市鯉渕町字八ノ割5951-127	畠	618	110,000円	20,000円

※売却区分番号2-31は、「買受適格証明書」の提出を要します。

※公売は事情により中止になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

※公売不動産等の詳細については、収税課で公売広報を無料で配布しています。また市ホームページでも、詳しい内容をご覧いただけます。

問 茨城租税債権管理機構 TEL 029-225-1221 HP <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

⑪ 净化槽は維持管理と法定検査が必要です

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境づくりのため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ氣方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

【一括契約システム】

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

問 下水道課(内線71111) 環境保全課(内線126) (公社)茨城県水質保全協会 TEL 029-291-4004
茨城県県民生活環境部環境対策課 TEL 029-301-2966